



山口市農業委員会だより

発行日／平成27年(2015)10月1日

第3号

農業しちよる

発行／山口市農業委員会
編集／広報委員会



平成25年7月28日の冠水状況

災害復旧が進み収穫間近の阿東嘉年地区の「稲穂」

主な内容

2P 農業委員会の新体制
改正農業委員会法成立

3P 遊休農地に課税強化！
TPP、迷走の先には？

4.5P 農業委員地区担当表

6P しちよる！ やっちよる！
がんばっちよる！

7P 地域の農業を守る
レディース・レスキュー隊

8P お知らせ・編集後記

農業委員会の新体制が決まりました！

任期満了に伴う農業委員会委員の改選が行われ、8月4日に開催された農業委員会総会において、委員構成等が決定しました。



会長
安田 敏男

この度、委員の皆様方のご推挙により再度、会長に就任いたしました。身に余る大役とは存じますが、誠意、職務に全力を尽くす所存でございます。

いま農業は、経済の変動等により大変厳しい状況におかれております。しかし、農業委員会は、農業者の代表として唯一存在する公的機関であります。農地行政と農業発展の一翼を担う農業委員49名は、農地を活かし次世代の担い手を守り育む理念で、元気の出る地域農業、そして山口市の農業振興へと、活動を推進してまいりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○役員

- ・会長 安田 敏男（徳地）
- ・会長職務代理者 藤村 守（山口・鴻南）
- ・農地部会長 木原 義則（北部）
- ・農地部会長職務代理者 佐々木 慶市（阿東）

・農業振興部会長

徳永 芳夫（川東）

・農業振興部会長職務代理者

益富 嘉男（川西）

※新委員は4・5ページに記載しております。

改正農業委員会法成立

農業委員会、農協、農業生産法人の一体的な見直しを行う「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」が、8月28日、参議院本会議で可決、成立した。

改正の内容

農業委員会法の改正の柱は、①農業委員の選出方法の変更、②農地利用最適化推進委員の設置、③農業委員会事務の重点化、④全国及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の創設の四つ。

改正の内容を具体的にみてみると
① 農業委員の選出方法の変更

一 農業委員の公選制は廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。その際、市町村長は農業者等に対し委員候補者の推薦等を求め、その情報を整理・公表し、推薦等の結果を尊重しなければならない。

らない。

二 農業委員の過半は原則として認定農業者でなければならない。

② 農地利用最適化推進委員の設置・委嘱
農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱し、推進委員は、担当地区において、農地等の利用の最適化の推進のため活動を行う。

③ 農業委員会事務の重点化
農業委員会は農地法に基づく権利移動等に関する許可業務のほか、農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保、並びに農地等の利用の効率化及び高度化の促進）を行う。

④ 農業委員会ネットワーク機構の創設
都道府県・全国段階に農業委員会ネットワーク機構を創設し、都道府県農業会議と全国農業会議所は、円滑な同機構への移行を可能にする。

以上が改正の概要である。
今国会の審議では、多くの懸念が示されており、政省令での払拭が今後求められる。

全国会長大会での要請決議

この度の農委法改正は、民間識者を中心に、総理大臣の諮問機関として規制改革会議が設置され、その中の農業ワーキング・グループが昨年5月に発表した「農業改革に関する

意見」で初めて明らかにされた。

農業委員会は、独立した行政委員会として「土地と人」対策を通じて、農業の維持・発展に取り組み、めまぐるしく変わる農政と時代の変化に対応し、一貫して農地を守り、農民の地位向上に寄与してきた。

今後とも、地域に根ざした農業委員が「自信と誇り」「やる気」「情熱」をもって、役割・機能を十分に果たせるよう、全国農業委員会会長大会を開き「新たな農業委員会制度の確立に関する要請」を行った。

一 農業委員・農地利用最適化推進委員の現場の実態に即した円滑な選任
農業委員・推進委員の地域からの推薦、募集については、現場の実態を踏まえた対応が図られるよう検討すること。

また、候補者が定数を上回った場合の選任方法を明確にする。こと。

二 農業委員・農地利用最適化推進委員の定数の確保
農業委員・推進委員とも、地域からの推薦を中心に、十分な定数の確保。概ね1000名に1名程度を確保する枠組みを検討すること。

三 女性・青年農業委員等の確保
農業委員定数に女性・青年の推薦枠を設定するなど、女性・青年農業委員の積極的な登用のための対策を検討すること

（改革案では、農業委員定数削減が規定され、最適化推進委員には、性別の配慮規定が無い

ため、女性活躍の機会を奪いかねない。

七 新制度への円滑な移行措置の確保

現行の農業委員の任期満了次期が各々であること。また、法制度の改正に伴う市町村条例及び農業委員会規則の改正が必要であることから、新制度への円滑な移行措置を確保すること。

以上のことを要請するとともに、併せて新たな「基本計画」を実現する農政の確立に向けた改革提案と、日本農業の行方を決める重大局面を迎えそうなTPP交渉において国会決議の遵守を求める要請も併せて行った。

今回の法改正において、これらの要請決議の多くが付帯決議として取り入れられた。

私ども農業委員会は、引き続き付帯決議を実行させ、農地を守り、地域農業発展の番人として、誇りを持って突き進んでいかなければならない。



平成 27 年 5 月 28 日（木）東京・日比谷公会堂

遊休農地に課税強化！

政府が遊休農地解消に向け、課税強化を検討する方針を明らかにした。



担い手へ農地を集積する農地中間管理機構（以下「機構」）の実績が低調なため、農地貸し付け

の目標達成のために打ち出したものである。遊休農地における固定資産税の負担を大きくする仕組みで、課税という「ムチ」を持ち出し、上からの強権的な発想が強い。強権な措置が農村現場で反発をまねかないよう、政府に慎重な検討を求めたい。

課税強化は、6月19日の農林水産業・地域の活力創造本部で林農相が表明し、同月30日に閣議決定した「日本再興戦略」改訂2015と規制改革実施計画にも盛り込まれた。

政府の調査でも、遊休農地が多く発生している地域は、「中山間地」「ほ場整備未実施農地」がそれぞれ68%と最も多く、条件不利地での発生を裏付けている。

こうした農地は貸したくても受け手がみつからない農地である。山口県の機構では、借り受けをほとんど行っておらず、機構が借り受ければ長期滞留するリスクが高い。

遊休農地の課税強化は、機構への貸し付けを希望する全ての農地を機構が引き受けることを前提にしないと成り立たない。機構に借り受けを断られ、課税強化だけを押し付ける

ような理不尽な政策は許されない。農地を動かすには、当事者や農業委員などの信頼関係が不可欠である。

TPP、迷走の先には？

TPP交渉は、7月末ハワイでの閣僚会合で合意に至らず継続協議となり、今後の展開が一段と不透明となった。

今後の交渉はどうなるのか、争点は農産物をはじめ、「知的財産権」や「自動車の問題」など広範囲にわたる。元々各国の利害が対立していた「知的財産権」での、新薬開発のデータ保護期間の問題は、国民の健康・生命に大きな影響を与える。

このような中での通商交渉は、先に妥協した方が敗者になることから、国会決議の重要5品目の「聖域」堅持は絶対である。拙速な交渉は国益を大きく損なう。

TPPは、国の有り方や国民生活に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、極端な秘密交渉で、交渉状況の説明は一切なく、一部のマスコミ報道のみが頼りで、国会議員ですら情報を十分知らされていない。

こうした中で、「聖域」である食料米輸入拡大に関して、日米交渉の内容が報道されたが、安易な妥協は決して許されない。

日本は現在、自国内で完全自給できる食料米を、WTO（世界貿易機関）のルールに基づき、毎年77万ト（約1283万俵）の外国産米をミニマムアクセス米として無関税で義務的に輸入しており、この内半分は

米国産米である。これ以上の米輸入は、食料米の自給を止め、主食を他国にゆだねることを意味し、懸命に努力している生産現場の努力が水泡に帰すことになる。

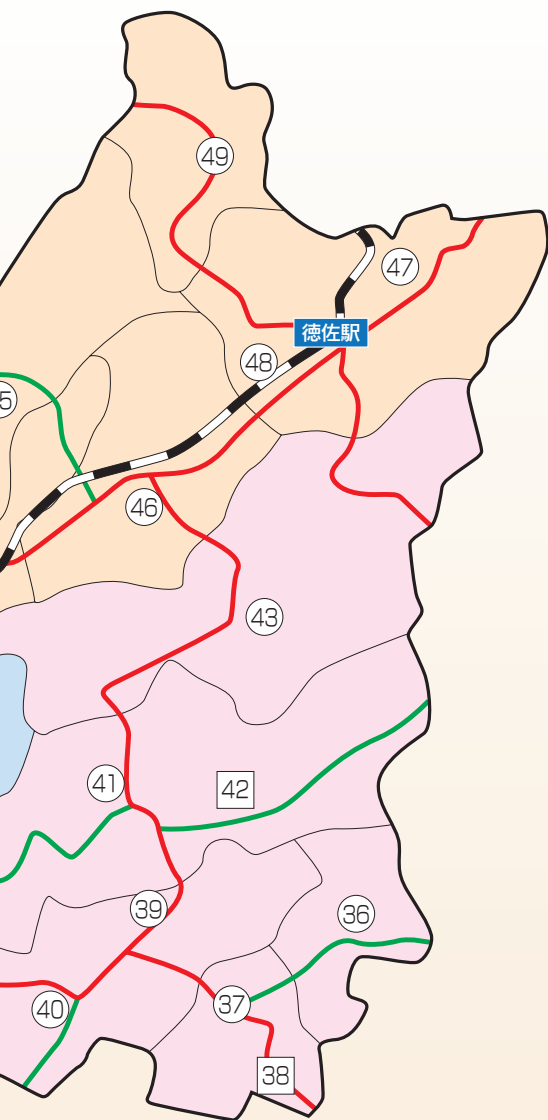
農業、即ち食糧自給が、希望を持って生産活動に取り組める魅力あるものでなければならぬ。

このことは、元医師会長や国会議員を含む1600人を超す人達が、「国のTPP交渉」は、憲法違反だとして、交渉の差し止めを求め、提訴していることからもうなずける。

特に、「ISD条項」の存在は、憲法の生存権等の条文が訴訟により否定可能なため、憲法違反の条項である。

今後、広範な国民が交渉の行方を注視し、広く国会決議を守らせる運動を展開することが鍵となる。





徳 地

36 串地区

すえつね まもる
末常 衛
徳地串

37 島地地区

ふじおか よしのり
藤岡 儀臣
徳地島地

38 島地地区

ふじい みさこ
藤井美佐子
(市議会)

39 出雲地区

くらしげ ひでお
藏重 秀雄
徳地小古祖

40 出雲地区

やすだ としお
安田 敏男
徳地伊賀地

41 八坂地区

ながまつ ゆきお
永松 之生
徳地引谷

42 八坂地区

たど ひろし
田戸 洋志
(農協)

43 柚野地区

くになが ひろし
國長 廣治
徳地柚木

北 部

1 仁保地区

いとう としむね
伊藤 利宗
仁保上郷

2 仁保地区

やすの まさずみ
安野 正純
仁保下郷

3 宮野地区

つだ かなめ
津田 要
宮野上

4 宮野地区

きはら よしのり
木原 義則
宮野下

5 小鯖地区

しげむね てつよし
重宗 哲美
上小鯖

6 小鯖地区

おの もとゆき
小野 基之
下小鯖

7 大内地区

おかもと こういち
岡本 公一
大内御堀

8 大内地区

なががわ えみこ
中川恵美子
大内長野

9 大内地区

あらせ すみえ
荒瀬 澄枝
(市議会)

川 東

15 陶地区

かいち ひろし
海地 博志
陶

16 鑄銭司地区

ながひろ みのもる
長廣 実
鑄銭司

17 鑄銭司地区

あやぎ はつえ
綾城 初江
(農協)

18 名田島地区

こうだ かずお
神田 一夫
名田島

19 名田島地区

たけやす かおる
武安 馨
名田島

20 名田島地区

あさはら としお
浅原 利夫
(土地改良区)

21 秋穂二島地区

なかがわ はるよし
中川 晴吉
秋穂二島

22 秋穂二島地区

ふじわら としろう
藤原 敏郎
秋穂二島

23 秋穂地区

かつもと ひろし
勝本 紘
秋穂東

24 秋穂地区

とくなが よしお
徳永 芳夫
秋穂西

25 秋穂地区

はらだ よしこ
原田 好子
(市議会)

阿 東



44 篠生地区

かわむら よし と
河村 吉人
阿東生雲東分

45 生雲地区

かわはら けん じ
河原 健次
阿東生雲西分

46 地福地区

なかやま たかゆき
中山 隆之
阿東地福下

47 徳佐地区

かね こ てつまさ
金子 哲昌
阿東徳佐上

48 徳佐地区

わたなべ きちすけ
渡邊 吉祐
阿東徳佐下

49 嘉年地区

さ さ き けいいち
佐々木慶市
阿東嘉年下

山口・鴻南



11 吉敷地区

かたやま ひろゆき
片山 潤之
中尾

12 平川地区

た な か ただみち
田中 忠通
黒川

13 平川地区

なかむら さとし
中村 敏
(農業共済)

14 大歳地区

ふじむら まもる
藤村 守
矢原

川 西



26 嘉川地区

わたなべ てる お
渡邊 輝男
嘉川

27 嘉川地区

おかむら せい し
岡村 成志
江崎

28 嘉川地区

ますどみ よし お
益富 嘉男
深溝

29 佐山地区

なかむら ひろ み
中村 浩美
佐山

30 佐山地区

やまね い つ こ
山根伊都子
(市議会)

31 小郡地区

つねどみ たけ し
恒富 竹司
小郡

32 阿知須地区

なが お さとる
長尾 悟
阿知須

33 阿知須地区

なが お すすむ
長尾 進
阿知須

34 阿知須地区

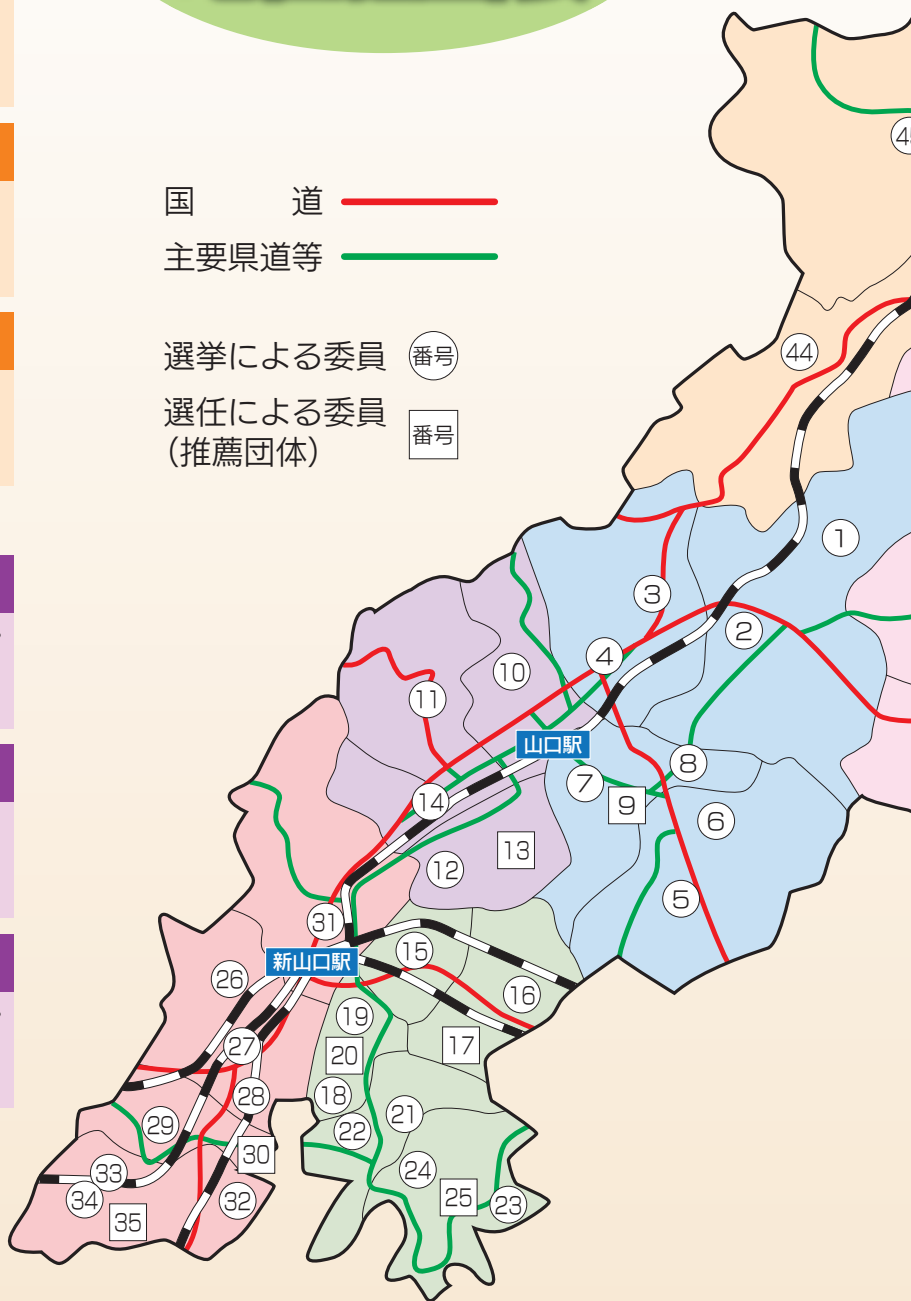
まつさき ひろのり
松崎 宏紀
阿知須

35 阿知須地区

なか と しげもり
中戸 茂盛
(農協)農業委員
地区担当表国 道 
主要県道等 

選挙による委員 (番号)

選任による委員 (推薦団体) (番号)



しちよる！
やっちよる！
がんばっちよる！



「自然薯」を世界に

平成25年に(株)ミライエfarmを立ち上げた代表の土井志則(どい)もとのり・写真左)さん(38)は、従業員2人と徳地島地区で「やまのいも」と「自然薯」の生産に取り組んでいます。土地は、高齢者等、農業ができなくなった人等から、約4畝借り受けています。



出荷は、主に関東方面でした。が、今年からはシンガポール・香港等の海外にも輸出をします。

土井さんは、島地区の遊休農地解消の一翼を担っており、今後の活躍を期待しています。

(徳地地区 藤岡 儀臣取材)

病院敷地で市を開設！



まさかの事がおきました。

毎日、野菜を平川地区の直売所「九田の里(くでんのさと)」に出していました。が、「3月末を持って閉店いたします」と関係者から出荷・生産者に対して発表がありました。さあ、大変！野菜を市場に出したり、他地区の直売所に入会したり、あっちこっち大騒動！

一方、認定農業者・農業委員・専業農家の8戸が山口市ハビリ病院の協力で、同敷地内の空き地に、「ここにこ市」を6月30日から開くことができるようになりました。

今は、その日の出荷商品を見て、入所者やその家族の方々へ漬物類のレシピなどを渡して、お客様とのふれあいを大切に野菜作りを楽しんでいます。

安心安全な野菜をモットーに、一致団結で頑張っています。(毎週火・木曜日/午後3時〜5時)

(山口・鴻南地区 田中 忠通取材)

困った！こまった

田植が一段落した6月初め、小鯖地区の一部で異変が発生しているではありませんか。植付けしたばかりの苗が消えているのです。

これはジャンボタニシの仕業かと、につくきタニシを探しましたが、逃げ足が速く姿が見えません。農協や市に相談したところ犯人はほかにいて、暑いので水遊びをしているというのです。カワウソか。いやネコ、イヌなのか。情報を整理していると、以前から市内の各地でも出没している大きなネズミ「ヌートリア」と判明しました。



戦前、中南米から毛皮や食料として飼育されていたヌートリアが、70年余りを経て、野生化して生き延びているようです。捕獲作戦を考えましたが、勝手に認められた者以外は手が出せないようになっていきます。水辺に生息し、夜中に動きまわり、水田をはじめ、畑の作物被害の報告もあります。大きいものは、ネコもビックリの体長70センチメートル。困った！こまった。

ヌートリアの被害にあったらお近くの地域交流センターや総合支所に相談しましょう。

(北部地区 津田 要取材)

頑張れ！女性新入社員



(農)川西は、かねてより若いやる気のある社員の採用を考えていました。

今年4月、山口県立農業大学校園芸学科野菜経営コース卒業の久保伶名(くぼれいな)さん(21)が入社しました。

久保さんは、宇部市出身、小さい頃から野菜作りが好きで、農業大学校在学中に、(農)川西での研修を契機に入社が決定しました。野菜作りの知識だけでなく、多彩な技能を持っておられます。

大型特殊自動車免許(農耕者)・アーク溶接・小型建設機特別教育・フォークリフト運転技能等…。

また、「山口防府地域農山漁村女性をつどい」では、「私の『くいぢから』私らしい生き方、明日への希望」のテーマで、農業に対する熱い思いを胸に、福岡大学の辰己佳寿子教授らとのパネルディスカッションに臨みます。

(農)川西の構成員一同、久保さんのこれからの頑張りに期待します。

(川西地区 中村 浩美取材)

地域の農業を守る レディース・レスキュー隊



山口市初の女性公選委員 中川農業委員



農業委員としての四期目は、公選委員として新たな気持ちで臨む事になりました。まずは、私を送り出してくださった皆さんに感謝します。

今年7月に北部地区（仁保・小鯖・大内・宮野）の協議会で、農地を相続した方が、県外から遠距離耕作を行うという案件に出会いました。協議会では、今後この農地が守れるかどうか、長時間の議論となりました。

このため、申請者の営農計画書が出されました。そこには、中学のころから約10年間、農作業を手伝い、父に代わって農業機械を使いこなす、機械保全1級の免許を取得し、メンテナンステナンスも出来、来年からは、稲作面積も増し、農協に加入予定で、野菜類の作付計画が記載され、夢が大きく膨らんで見えました。

「遠距離耕作」？

月の半数は他の仕事もあり帰省するので一人で充分営農が出来る、と彼の『農』に対する思いに未来は明るく、幼い頃の生活や家族との思い

出、両親の育みがしっかり根付き、新幹線での6時間の帰省計画は、距離を感じさせませんでした。

市議会推薦の 荒瀬新農業委員に聞く

市議会推薦で農業委員に就任された荒瀬さんを訪ねて、経歴や思いなど聞かせて頂きました。

荒瀬さんの住む大内地区は、農地を転用した住宅が多く、遊休農地も混在する地域です。

荒瀬さんは10年程前から、都市型農業、すなわち、環境保全を重視し、住宅地内で田・畑を耕作するため、周辺に影響を与えないよう、農薬散布に大変気を使う農業に取り組んでいます。農協と連携し、自身の畑でブルーベリーの栽培を始め、今では90本、ブルーベリーを育てています。一番育てやすい「ラビットアイ」という品種が主力で、粒が大きく、とても甘く、収穫もしやすいとのこと。今はエコ50栽培ですが、エコ100栽培を目標に頑張っておられます。

荒瀬さんは、農協の総代で、女性のリーダーであり、山口県協力隊を育てる会・山口留学生交流会・NGO ネットワーク山口の副会長など多

くの居場所を持っている方です。今後は、女性農業委員としての活躍を期待します。



二期目に懸ける思い

藤井農業委員（市議会推薦）

推薦二期目、これまで農家として自分の周りだけの世界でしたが一期目で地域の農業の現状を知る機会を得ました。小さな出来る事から取り組みたいと思います。



原田農業委員（市議会推薦）

農業委員として二期目になります。初心を忘れることなく、常に信頼のできる農業委員を目指して頑張りたいと思います。

山根農業委員（市議会推薦）

山口市農業委員への女性登用について、山口防府地域農山漁村女性連携会議より関係団体に要請し、応えていただきました。

しかし、法改正で、委員定数が半減されようとしているため、女性委員の活躍の場が奪われることを危惧しています。議会推薦による二期目を迎え、この3年間で自分出来ることを誠意を込めて取り組みます。



綾城農業委員

（山口中央農業協同組合推薦）

農業委員になって3年の任期期間が終わって分かった事は、農業に対する厳しい現実でした。高齢化と共に担い手も減少して遊休農地は増えるばかりです。そして今、野菜が不足している事を市場の関係者から聞きました。女性農業委員として私達は、安全・安心な農産物を生産し、食料自給率アップに向けて活動の輪をひろげていけたらと思います。

農業委員会事務局からのお知らせ

農地はかけがえのない資源です。

農地は一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力がかかります。荒れてしまった農地は、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、産業廃棄物等の不法投棄を誘い、悪臭や汚水の発生源となり、周辺の農業者や住民に大きな迷惑をかける可能性があります。

農地の所有者や耕作者は、農地を農地として利用する責務があります。かけがえのない資源である農地を守るために、農地の適切な管理をお願いします。



利用状況調査（農地パトロール）を実施中です。

8月から10月にかけて、農業委員が、1年以上耕作されず、草刈り等の管理が行われていない遊休農地、農地法の許可を受けない遊休農地以外にされた農地、産業廃棄物等が不法投棄された農地等を調査しています。期間中は、皆さんの農地に農業委員等が立ち入り調査をすることがありますが、ご理解をお願いします。

農地の利用意向調査を実施します。

利用状況調査の結果、遊休農地と

判断された場合は、農地の所有者等に、今後、農地をどのように利用していくかの調査を行います。所有者の意向をアンケート形式で確認する予定です。ご協力をお願いします。

農地ナビをご存知ですか？

平成27年4月より、窓口やインターネットで農地情報の一部を公表しています。新たに農業を始めたい場合や経営規模を拡大したい場合などの参考としてご利用ください。

【公表場所（手数料）】

窓口（農地5筆まで100円）：農業委員会事務局、徳地・阿東・南部農林振興事務所、秋穂・阿知須総合支所総務課
インターネット（無料）：ウェブ 사이트「全国農地ナビ」で検索

農地を売買、贈与するとき

農地を農地のままで売買等する場合は、農地法第3条に基づいて申請し、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するものですから、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

耕作目的で農地を貸借するとき

農地を他の農業者に耕作を目的として貸借する場合に、利用権設定等促進事業の制度があります。この制度を利用すると、農地法第

3条の許可申請よりも簡易に農地の貸し借りができます。仕事や家庭の都合等で農地を人に貸したい場合や、経営規模を拡大する等の計画があるため農地を借りたい方は、この制度を利用すると、安心して農地の貸し借りができます。

相続で農地を取得したとき

相続の場合、農地法の許可は不要ですが、速やかに農業委員会へ届け出ていただく必要があります。



一人ひとりの農業者を応援する農業者年金

① 農業者なら広く加入できる

- ★要件は ① 60歳未満
② 国民年金第1号被保険者
③ 年間60日以上農業に従事

農業者年金
6つの
ポイント
の3つ

② 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政

③ 農業の担い手には保険料の国庫補助

④ 保険料は自由に選択（月額2万～6万7千円）

⑤ 税制面で大きな優遇～入口から出口まで～

⑥ 80歳までの保証がついた終身年金

※詳しくは、農業委員会事務局またはお近くの農協へ

編集後記

今年4月に、農業委員会だより「農業しちよる」が、全国農業新聞特別賞を受賞したのを契機に、新たな気持ちで編集に臨んでいます。

今、農業委員会法改正を始め、農業者の高齢化や遊休農地の拡大などに加え、国内農業に大打撃を与えるTPPなど、農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況です。

7月には、農業委員の改選があり、こうした問題に、農業委員会として何が出来るかを協議し、農家の皆様と共に取り組んで行きたいと考えています。

なお、第3号発行にご尽力いただいた村永允委員、藤村守委員、中村浩美委員に感謝いたします。

広報委員会

委員長 浅原 利夫
副委員長 佐々木慶市



津田 要
田中 忠通
藤原 敏郎
長尾 悟
藤岡 轡臣
山根伊都子

表紙写真について

平成25年7月28日、山口・島根豪雨災害で阿東嘉年地区は、特に大きな被害を受けました。当時、水没したり、土砂が堆積したり、水で削り取られた農地の復旧も進み、今年は順調に生育し、3年ぶりの収穫となる農家もあり、笑顔が見られそうです。